

令和8年度加入促進計画が策定されました 引き続きの加入促進へのご協力をお願いいたします

令和8年1月28日（水曜）に、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度加入促進協議会を開催いたしました。本協議会においては、令和7年度の加入状況や中小機構の主な取組、令和8年度の加入促進に向けた考え方を説明し、加入促進協議会委員の意見を踏まえ、「令和8年度加入促進計画」をそれぞれ策定いたしました。「令和8年度加入促進計画」の要旨は次のとおりです。

【令和8年度加入促進計画】

中小機構第5期中期計画期間（令和6年度から令和10年度）の3事業年度目にあたる令和8年度においては、制度の安定的な運営を行うために、引き続き積極的に加入促進を図る必要があると考えております。そこで、現在の在籍件数を維持・拡大できる水準を最低限の目標と捉え、加入促進に尽力いたします。

令和8年度目標

小規模企業共済制度		中小企業倒産防止共済制度	
新規加入目標件数	70,000件	新規加入目標件数	50,000件
オンライン利用率*	50%	オンライン利用率*	30%

※加入手続きにおけるオンライン利用率

令和8年度における目標を達成するため、中小機構が実施する活動においては、共済未認知層、共済認知層それぞれに向け様々な広報媒体等を活用し、幅広い制度普及、加入促進及びオンライン手続きの利用促進を図ってまいります。

また、委託機関をはじめとする関係機関の皆さまに、制度普及、加入促進及びオンライン手続きの利用促進のご協力を依頼させていただくとともに、特別加入促進運動や特別手数料の取組を実施することで、関係機関と中小機構が連携して新規加入者の獲得に努めてまいります。

さらに、令和8年度は共済事業に係る事務・システム再構築プロジェクトに伴い、共済事業を取り巻く環境が大きく変化することから、委託機関の加入促進活動環境を整えることについても注力してまいります。

共済事業の事務・システム再構築の取組について 大切なお知らせ

共済事業のオンライン・ダイレクト化について

「2025年9月より実現予定」とご案内しておりました、共済にかかるすべての手続きのオンライン化などについては、システム刷新に万全を期すため、商工共済ニュース2025年秋号でその実現時期を延期する旨ご案内しておりました。

現在、「2027年2月頃」を目指し、共済事業のオンライン・ダイレクト化に向け、基幹となるシステムの刷新等準備を進めているところでございます。

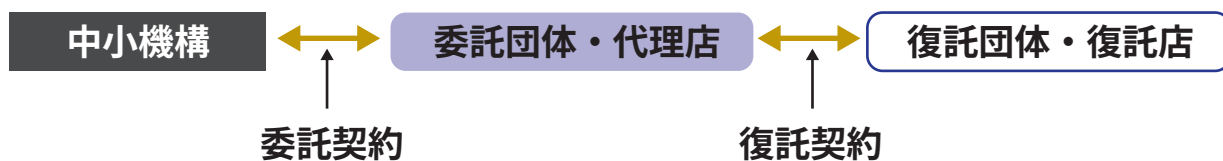
具体的な期日やお手続き方法の変更点等については、「小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令」、「中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令」の公布日以降、順次全ご契約者さまにご案内するとともに、共済制度特設ウェブサイト「共済サポートnavi」上でもご案内ページを設置し、周知に努めてまいります。

また、委託機関の皆さま向けには、商工共済ニュースの他、共済サポートnavi「委託機関向けページ」内にご案内ページを設置し、事前の周知に努めてまいるとともに、2026年7月以降開催予定の「委託機関さま向けオンライン説明会」において、新システムリリース後の委託事務の変更点等についてご案内してまいります。

業務委託契約の取扱いについて

共済事業の事務・システム再構築に伴い、委託機関さまに委託する業務の変更等を予定しております。

業務委託契約において、その内容の変更等を行う際、中小機構から「通知文書を発出する方法」によって対応してきたところですが、今回の変更では特に重要な「委託業務内容の変更」を予定していることから、過去の通知文書内容等を組み入れたうえで、全委託機関さまと「業務委託契約の再締結」を行いたいと考えております。



なお、業務委託契約の再締結にあたっては、事前に委託業務内容や契約書案をご提示しながら、委託機関さまの業務委託契約継続のご意向確認やオンライン説明会の開催等を通じて合意形成を図ってまいります。

特に委託団体さま・代理店さまにおかれましては、復託契約を締結している復託団体さま・復託店さまのご意向確認や復託契約の再締結等において、ご協力をお願いする場合がありますので、よろしくお願いたします。

- ・業務委託契約再締結に向けた意向確認① …………… 令和8年5月頃
- ・業務委託契約再締結に向けたオンライン説明会 …………… 令和8年5月頃
- ・業務委託契約再締結に向けた意向確認② …………… 令和8年7月頃
- ・業務委託契約再締結 …………… 省令改正公布日以降～令和8年12月頃

広報ツール リニューアルのお知らせ

両共済制度をより知っていただくための広報ツールを、リニューアルしました。
データのダウンロードが可能ですので、ぜひご活用ください。

小規模企業共済 ターゲット別チラシ (A4×2P)

幅広い対象者向けのほか、新たに創業者向け、フリーランス向け、農業者向けに訴求したターゲット別チラシを作成しました。対象者に応じてメリットの打ち出し方を変えています。



幅広い対象者向け



創業者向け

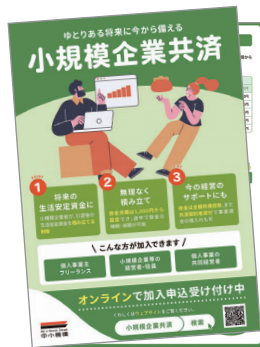


フリーランス向け



農業者向け

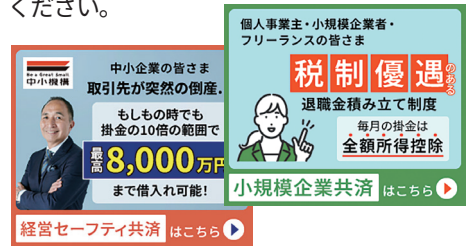
小規模企業共済・経営セーフティ共済パンフレット (A4×4P)



両共済のパンフレットを、それぞれリニューアルしました。大事なポイントに焦点を当て、わかりやすく読みやすくしています。お客様と対面でお話する際にもご利用いただけます。

ウェブサイト掲載用バナー

お客様が情報収集する際に目にとまりやすいバナーとなっていますので、ぜひご活用ください。



小規模企業共済ポスター (B2版)

窓口や店舗スペースに貼れる、目に入りやすいポスターをご用意しました。様々な業種の小規模企業者をイラストで表現し、共済の理念で「ひとつの安心」に繋がるイメージを強調しました。

小規模企業共済 制度紹介動画 <経営者・フリーランス編>

創業者やフリーランスとして働く、主に若年層を対象とした動画となっています。自分で経営を担っている小規模企業者の不安に寄り添いながら、小規模企業共済のメリットを簡潔にご紹介しています。ぜひデジタルサインエージなどでもご活用ください。



↑創業間もない経営者とフリーのデザイナーが、シェアオフィスで心配ごとを語り合うと...

広報ツールはこちらから

媒体掲載用広告データを含め、広報ツールのラインナップは、以下の「共済サポートnavi」からダウンロードできます。

小規模企業共済



<https://kyosai-web.smrj.go.jp/partner/sad/>

経営セーフティ共済



<https://kyosai-web.smrj.go.jp/partner/tad/>

共済金等請求時の留意事項

共済金等のお受け取りまでの期間を短縮するため、事務処理の迅速化に努めておりますが、請求書類等の不備により、お受け取りまでに時間がかかる場合があります。以下に不備事項の多い例と主な留意点を記載しましたので、受付時にご注意いただき不備のないようご案内をお願いいたします。

また、書類等は「共済事業グループ小規模共済給付課」宛に送付をお願いいたします。

1. 「小規模企業共済契約に係る共済金等請求書（様式小701）」に多い不備事項

(1) 共済契約者番号の記入漏れ

(2) 実印の押印漏れ

(3) 屋号付き口座の受取口座への指定
屋号付きの口座には振込できませんので、必ず請求者本人名義の預金口座がある金融機関名、口座番号等を正しく記入してください。

(4) 受取口座の金融機関の確認印漏れ
共済金等の受取口座のある金融機関の窓口で口座確認を受け、確認印を押印してもらう必要があります。
※金融機関届出印の押印欄ではありません。
※金融機関確認印が受けられない場合は、預金通帳の写し(表紙と金融機関・口座番号・名義人が記載されているページ)もしくは、口座情報が分かるウェブサイトを印刷して同封してください。

(5) 請求事由発生年月日の記入漏れ
ただし、請求事由が老齢給付または任意解約の場合は、記入不要です。

(6) 受取方法の記入漏れ
共済金の受取方法には、①一括受取 ②分割受取 ③一括・分割併用受取の3通りがありますので、必ず希望する番号を選び○印をつけてください。ただし、②③の場合は一定の要件があります。

(7) 請求事由の記入漏れ、誤記入
右面の請求事由一覧を参照の上、該当するコードを記入してください。

2. 添付書類に多い不備事項

- (1) 退職所得の受給に関する申告書の添付漏れ(添付が必要な場合のみ)
- (2) 共済契約締結証書・印鑑登録証明書の添付漏れ
 - ① 共済契約者番号及び本人確認のため必要ですので、必ず添付してください。
 - ② 共済契約締結証書を紛失した場合は、中小機構から契約者に送付された共済契約者番号が記載されている書類を添付してください。
 - ③ 任意解約、機構解約は添付書類として共済契約締結証書のみでお取扱いできますが、共済契約締結証書を紛失している場合は必ず印鑑登録証明書を添付してください。
 - ④ 印鑑登録証明書は、3か月以内発行の原本を添付してください。
- (3) 個人事業廃止の事由を証する書類の添付漏れ
次に挙げる①～③の書類のうちいずれか(廃業年月日が明らかなもの)を添付してください。
 - ① 税務署に提出したことがわかる「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し
 - ・電子申告(e-Tax)した際の日付・受付番号が印刷された「個人事業の開業・廃業等届出書」、または、電子申告した際の「個人事業の開業・廃業等届出書」と併せて「受信通知(メール詳細)」を添付してください。
 - ・または、税務署が保有する個人情報の開示請求により、開示を受けた「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しをご提出ください。
 - ② 都道府県税務所に提出し収受されたことがわかる開廃業届の写し
 - ③ 事業の許認可を行う官公署に提出し承認されたことがわかる書類の写し
- (4) 会社解散・役員退任の事由を証する履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の添付漏れ
3ヶ月以内発行の原本を添付してください。
- (5) 死亡請求に関する添付書類の不備
請求者が配偶者の場合は、契約者の戸籍謄本(死亡登記されたもの)を添付してください。請求者が配偶者以外の場合は、契約者の成人から死亡までを確認できる戸籍謄本ほか受給権者を確定できる戸籍謄本を全て添付してください(いずれも原本)。

■ 書類等送付先
〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
中小機構 共済事業グループ
小規模共済給付課 宛て

※請求事由に応じて、「小規模企業共済契約に係る共済金等の請求手続き要領」の別表1「請求事由別必要添付書類一覧」に掲げる書類が添付されているか確認してください。



小規模企業共済

創業→即加入はメリット大 ちょっとでも不安があるなら 加入した方がいい

小型船舶の修繕、メンテナンス、販売
YMS (広島県尾道市向島)
代表 赤松 洋太郎氏

広島県尾道市、瀬戸内の島々がつながるしまなみ海道の本州側出发点“向島(むかいしま)”で、小型船舶の修繕・メンテナンスの事業を営む赤松氏。留学先のニュージーランドで就業する予定がコロナ禍で戻れず、この仕事にたどり着いたそう。小型船舶の仕事との出会いや小規模企業共済加入の経緯など、独立4年目の若き事業家にお話を伺った。

「コロナ禍」からの、 船の仕事との奇跡的な出会い

ニュージーランド留学からそのまま向こうで就業する予定でした。当時目指していたのは、実は会計士なんです。会計士には見習いの制度があって、安定した仕事だと思っていました。単位を取り終わってあとは就業の準備だけにして年末に帰国したら、コロナ禍で戻れなくなってしまいました。

予定が狂って、しばらくアルバイトしていたときに、母親から船舶修理の島居(しまじい)マリンで人が必要らしいという話を聞き、面接を受けました。そこで社長と会って、ああこんな人と仕事したいなと、人の相性も大事だよなと思って、船になじみは無かったのですが、アルバイトから始めることにしました。

実際に仕事を始めたら、飽きなくて楽しくて、このまま続けたいと思いました。今日と明日で違うことをやって、また何が急に入るかわからないという、刺激的な毎日の方が性に合っているんでしょね。



加入のきっかけは 商工会担当者と社長の勧め

島居マリンは尾道しまなみ商工会の会員なので、経営指導員の井上さんにお世話になっています。独立して下請けで仕事を始める相談をする中で、小規模企業共済はもう最初から入った方がいいよと勧められて。社長も加入しているんですが、「やっとなった方がいいよ」とすごく言われたので、加入しました。

メリットが大きいから掛金は 始めから満額(7万円)で

創業したばかりなのにいきなり満額で大丈夫かと思われそうですが、仕事は人が足りないぐらいありますし、実家

に住んでいて他にあまりお金を使わなかったんで、家計はギリギリですがもう慣れてます。それよりも、年間84万円の税額控除を受ける方がやっぱり大きいし、それですごく助かっています。さらに将来に向けて自分で退職金を作れるので、ずっと満額で続けています。

創業時にちょっとでも不安が あれば加入した方がいい

不安がちょっとでもある人にはすすめます。創業したばかりの人は色々な不安の解消にもなりますし、実際税額控除も受けられるので、創業した人には、1度絶対話は聞いて欲しいと思います。知らないで損ですから。



↑「資格があれば私も加入したいくらい」と尾道しまなみ商工会の井上氏(右側)

奥さまのために、 仕事を受け継ぐために

共済金を受け取ったら、やっぱり奥さんに使いたいです。今かなり支えてもらっているんで。あとは、何年何十年か後にもしここ(島居マリン)の事業を全面的に引き継ぐとなった時には、資産を受け継ぐための頭金にできればと考えています。

↓しまなみ海道が貫く向島(奥側)手前は本州側の尾道市街



↑船舶修理の様子



経営セーフティ共済

備えていて本当に助かったから
新しく事業を始めた人には
特にすすめたい

清掃用具レンタルリース業 広域清掃事業ほか
株式会社徳久グッドビズ／リースキンちゅら
とくひさ
代表取締役 徳久 みゆき 氏

沖縄県那覇市に本社を置きながら、全国津々浦々を対象に事業を拡大中の株式会社徳久(とくひさ)グッドビズ。リースキンのフランチャイズから始まったこの企業は2022年、順調な経営拡大局面から一転、事業継続の危機に陥ってしまった。共済制度を活用して危機を乗り切った経営者のお二人に、共済制度活用の秘訣を伺った。

ご夫婦で創業し、
2年後には新規事業を立ち上げ

もともと二人とも同じ業界の最大手企業で仕事をしていて、社長の退職後、ビジネスホテルの支配人などのキャリアを経て、夫婦二人で創業しました。リースキンに加盟して沖縄で清掃用具(玄関マットやモップ)のレンタルから始めました。今現在はリースキンをはじめ、ハウスクリーニングや清掃事業、リネンサプライ、ボトルドウォーター事業、放課後デイサービスの事業も手掛けています。

創業後リースキンで高い営業成績を上げると「沖縄でATM清掃の事業者を探している」というお話を頂き、まず沖縄からATMの清掃事業を始めました。創業から2年後のことです。

ATM清掃事業は、単独で設置してあって店舗が管理し切れないATMの清掃を請け負う事業です。週2～3回の日常清掃と、年2回程度のワックス掛け等のメンテナンスを実施します。それを沖縄での実績から徐々にお声がけを



取締役 統括本部長：徳久 健二氏

いただき、全国に展開するに至りました。

創業当時に経営セーフティ共済
をすすめられたが、
しばらくは加入しなかった

実は創業当初から那覇商工会議所の担当者に経営セーフティ共済を提案されていたのですが、当時はまだ加入せず、法人成りして従業員が増えたタイミングで、リスクに備えようと少額から加入しました。

その後、それぞれの事業が軌道に乗ってきた時に、共済の掛金月額を上げる提案を担当者から受けたので、掛金月額を20万円に引き上げて、さらに12か月分(240万円)を一気に前納しました。

その同じ年、十数年間落札していた大手金融のATM清掃案件を落札できなかったんです。全国に数千か所あり売り上げでいうと4分の1、25%を失いました。他の事業よりも利益率の高いこの案件が、事業を回す原動力になっていたので、それが急に無くなってもう突然の経営危機に陥りました。

商工会議所担当者の提案が
事業継続の危機を救う

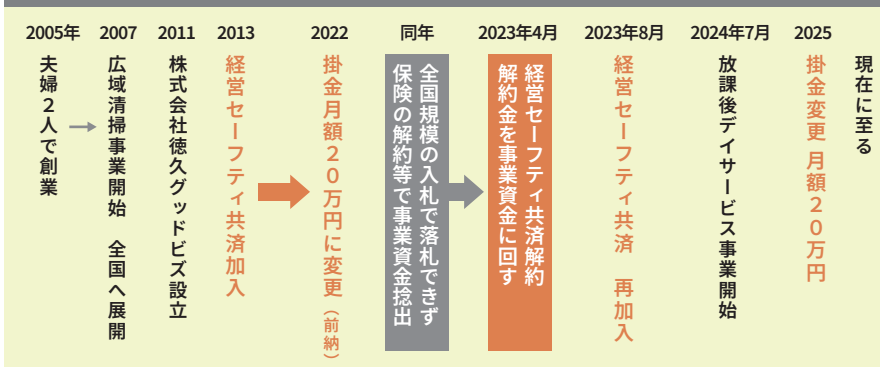
保険の解約や報酬の削減など経営者としてやれることはやりましたが、それでも事業資金が足りず、共済の解約を申し出ました。当時は返済のあてがなく、1円でも多く資金が必要だったので、貸付けではなく解約を選びました。

掛金を40ヶ月以上納付していたので解約金は全額戻りましたし、直前に240万円前納していたおかげでまとまった事業資金になり、赤字ながらも経営を継続させることができました。掛金を月額1万円のままだら、資金不足に陥っていたかと思えます。ですから今でも提案してくれた担当者に感謝しています。

危機を脱した後、利益が見込めるようになった時に再度共済に加入して、現在は上限の月額掛金20万円を納付しています。

新しく事業を始めた方には特におすすめです。創業当初は考えにくいかもしれませんが、結果的に加入していて事業を継続できたので、5千円からでもお守りのつもりで加入されると良いかと思えます。

株式会社徳久グッドビズ 事業の成長と経営セーフティ共済活用の年表



**信頼できる情報源から、
補助金・支援策をかんたん検索！**

RENEWAL!!



中小企業や支援機関の皆さまが、支援情報・補助金・セミナーなどをこれまで以上に探しやすくなるよう、デザインを刷新し、検索機能やサイト内の導線を強化しました。新しいJ-Net21をぜひご活用ください。

①ニュースカテゴリのタブを新設

ニュースは「イベント」「公募」「調査」「事例」「支援」「ビジネスQ&A」の6つのカテゴリ別に閲覧できます。トップページのタブを切り替えるだけで、新着情報をかんたんに確認できます。

②経営課題解決メニューの設置

「経営戦略」「商品開発」「販路開拓・海外展開」「資金繰り」「人手不足」など、さまざまな経営課題ごとに、必要な情報を効率よく探すことができます。

③個人設定機能を追加

「経営課題」や「地域」を設定すると、設定内容に応じたコンテンツが自動で表示されます。利用者に適した構成へカスタマイズできます。

④関連記事の自動表示

閲覧中の記事と共通の課題やテーマをもとに、関連するコンテンツを自動で抽出し、ページ下部や横に表示します。

**J-Net21
とは？**

- 中小企業向けの最新ニュースを毎日更新
- 仕事に役立つQ&Aや企業事例を紹介
- 公的機関が運営するビジネスポータルサイト



◀ **いますぐチェック**

J-Net21

商工共済ニュース発行通知登録フォームのお知らせ

商工共済ニュースをタイムリーにご参照いただくために、発行時にお知らせをお送りする仕組みをご用意いたしました。発行時の通知をご希望される場合には、以下のフォームに、委託機関さまの情報及び通知を受け取るメールアドレスのご登録をお願いいたします。

商工共済ニュース発行通知登録フォーム

<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/questions/cdee0820a7ea42f1b3d5f379f942680b>

参加申込情報入力

入力内容を確認してください。内容が正しければ画面下部の「内容確認へ」ボタンをクリックしてください。

**商工共済ニュース発行通知
お申し込みフォーム**

「商工共済ニュース」発行通知希望

各項目に必要事項をご入力いただき、「内容確認」ボタンを押してください。ご入力内容を確認後、担当者よりご入力いただいた「メールアドレス」宛に、商工共済ニュース発行時に通知をお送りいたします。

委託機関種別 どちらか選択してください。 必須	委託団体：商工会、商工会議所、中小企業団体（協同組合等）、青色申告会、損害保険代理店など 委託代理店：銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合 <input type="radio"/> 委託団体 <input type="radio"/> 委託代理店（金融機関）
委託機関番号 （半角英数） 必須	団体番号：（アルファベット）文字を含む半角英数6桁または9桁 例：00A×××（商工会の場合）、□□B●●●（商工会議所の場合） 代理店番号：（金融機関コードと同じ）4桁
委託機関名称 必須	<input style="width: 100%;" type="text"/>
氏名（姓） 必須	<input style="width: 100%;" type="text"/>

独立行政法人
中小企業基盤整備機構
共済事業推進部

**Be a Great Small.
中小機構**

編集人：独立行政法人中小企業基盤整備機構
発行所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1

共済制度に関するお問い合わせ

共済制度のお問い合わせにつきましては、中小機構ホームページ内の「お問い合わせフォーム」や「よくある質問」をご利用いただくか、共済相談室にお電話下さい。

共済相談室（平日9時～17時） **050-5541-7171**

共済サポートnavi <https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/call/>

